

○赤磐市工事検査規程

平成17年3月7日

訓令第35号

(趣旨)

第1条 市費をもって支弁する工事の検査については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 材料検査 工事の執行を直営で行う場合の材料検査をいう。
- (2) 中間検査 特に必要があると認めた場合、あらかじめ工事の中途において行う検査をいう。
- (3) しゅん功検査 工事しゅん功後行う検査をいう。

(検査員)

第3条 工事の検査を行う者(以下「検査員」という。)は、工事を担当する課長又は市長が命じた職員とする。

2 検査員は検査の補助を行わせるため、必要に応じて職員のうちから検査補助員を置くことができる。

(検査方法)

第4条 検査は、契約書、設計図書及び仕様書に照して別表第1に定める工事検査基準に従い厳正に行わなければならない。

(検査の立会者)

第5条 検査員は、しゅん功検査を行うときは、関係職員及び請負者を立ち会わさなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 検査員は、しゅん功検査以外の検査においても、必要に応じて、関係職員の立会いを求めることができる。

(不合格の材料)

第6条 検査員は、検査の結果不合格と決定した材料については、合格したものと混同しない場所に置き換え、所定の期間内に搬出させなければならない。

(考査認定)

第7条 検査員は、検査上、地下又は水中等外部から検査を行い難い部分については、関係職員の証明又は請負者の記録資料を照合することにより、考査認定することができる。

(修補)

第8条 検査員は、工事がしゅん功検査に合格しなかったときは、相当の期日を指定し、その修補を命じなければならない。

(検査の復命及び検査済証の交付)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、別表第2に定める工事成績評定基準により、その成績を次に掲げるところにより区分し、工事検査復命書により市長に復命しなければならない。

- (1) AA 成績が特に良好と認められるもの
- (2) A 成績が普通以上と認められるもの
- (3) B 成績が普通と認められるもの
- (4) C 成績が普通以下であって合格と認められるもの

2 検査員は、材料検査、中間検査及びしゅん功検査を終了したときは、速やかにその結果を請負者に通知し、検査済証を請負者に交付しなければならない。

3 前条の規定により修補を命じたときは、修補工事検査復命書により市長に復命しなければならない。

(準用)

第10条 この訓令は、工事以外の事業に係わる検査についても必要に応じ、準用できるものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第20号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月12日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月28日訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市工事検査規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

工事検査基準

(検査の内容)

(1) 検査は、当該工事の出来形を対象として関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

(2) 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録(写真による記録を含む。)と、設計図書、仕様書等とを対比し、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

(工事の出来形及び品質の検査)

(3) 工事の出来形及び品質の検査は、実地について行うものとし、位置、出来形、寸法、品質及びできばえについて、設計図書、仕様書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要程度を超えない範囲において破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

(出来形部分の数量の確認)

(4) 工事の出来形部分の数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図及び出来形数量計算書により確認するものとする。

別表第2(第9条関係)

工事成績評定基準

改訂

評定項目\判定区分				優良			良・普通			劣る		
				100～90			89～70			69～50		
施工 体制	施工 者の 能力 施工 者の 熱意	現場 代理 人主 任技 術者 等	管理 能力	工事をよく把握、理解し、堅実、正確に施工し、人員、機械も適正に配置されていた。			工事をよく把握、理解し、良好な施工で人員、機械とも工事に応じて良好な配置がなされていた。			工事の把握、理解に欠け人員も不足がちで機械性能、稼働も悪い。		
			技術 能力									
			人員、 機械 配置 等	50	47.5	45	44.5	40	35	34.5	30	25

	施 工 者 の 熱意	仕事に対する積極性	仕事に対し、常に積極的で細部についても適正に施工し、監督員との連絡も適正で創意工夫をもって優れた施工をした。	仕事に対し、積極的で監督員との連絡も良好で指示どおり、誠意をもって施工した。	積極性、監督員との連絡にやや欠けており指示に対し履行程度がやや悪く、創意工夫が足りなかった。						
		監督員との連絡									
		誠実性									
		創意工夫						50	47.5	45	44.5
工 事 の 実 施 状 況	施 工 管 理	地元との渉外関係	常に積極的に努力し地元その他第三者より苦情がなかった。関係法規も遵守された。	特別に問題もなく良好であった。	やや問題があった。						
			20	19	18	17.5	16	14	13.5	12	10
		施工計画	工事内容、現場状況に応じて綿密に計画され設計書、仕様書に基づき極めて入念完全に実施され良好である。	計画内容も良好で設計書、仕様書に基づき入念に実施され良好であった。	計画内容が悪く設計書、仕様書に基づき実施されたがやや悪かった。						
		工程管理									
	出来形管理										
	品質管理	80	76	72	71.5	64	56	55.5	48	40	
	現 場 管 理	現場整理	現場が非常に整然と整理され、標識、管理施設等が完全に設置され、第三者からも好評で事故も皆無であった。	現場が整然とし、良好で左記施設等が良く設置され第三者への迷惑もなく大した事故もなかった。	現場の整理が悪く左記施設等にやや不備があり、第三者から苦情が出た。事故も相当あった。						
		安全管理 (／交通処理／安全管理／安全教育／)									
						80	76	72	71.5	64	56
		仮設備	工事規模に応じ完全設備され、管理も極めて優秀であった。	工事現場に応じ相当完備され、管理も良好であった。	設備、管理もやや悪かった。						
		20	19	18	17.5	16	14	13.5	12	10	
出 来 形 及 び 品 質	出来形・品質	出来形に誤差がなく、品質もすべて所要以上の強度を有し、全くバラツキがなく均一であった。	出来形に多少誤差があるが許容範囲であり品質もややバラツキがあったが所要以上の強度があり、良好であった。	出来形に誤差が多く手直しにより許容範囲に入った。品質もバラツキが多く、手直し等により所要内の品質、強度にした。							
		50	47.5	45	44.5	40	35	34.5	30	25	
	出来ばえ	仕上りが非常にきれい	おおむね外観もよく仕	外観、仕上り共にやや劣							

		で感覚もよく、細かい点に至るまでよく行き届いている。			上りも良好であった。			り手直しを要した。		
		50	47.5	45	44.5	40	35	34.5	30	25
工程 進捗 状況	工程	現場の環境その他に相当困難な条件があったが工程管理等が非常に優れており充分余裕をもって完成した。			工程管理もよくおおむね工程表どおり、工期内に完成した。			工程管理が余り良くなくて、工期内に完成できなかった。		
		100	95	90	89	80	70	69	60	50

土木工事成績評定基準による工事成績の区分は、次表に示すように4段階に区分する。  
総合点は、A85B71のように表示する。

区分		中央値	範囲
優良	AA	95	90点以上
良	A	85	80点～89点
普通	B	75	70点～79点
劣る	C	60	50点～69点

(注) 工程進捗状況の評定は、次のことを標準とする。

- ア 適正な工期内に検査を受けたもの 90～100点
- イ 適正な工期内に完了届があったもの 70～89点
- ウ 適正な工期を過ぎたもの 50～69点